

# 1950年代改憲論と新聞論説 (1952-1957年) : 地方紙を中心に (1)

梶 居 佳 広\*

## 目 次

- はじめに  
I. 吉田内閣期の憲法論議と新聞論説 (以上, 本号)  
II. 鳩山内閣期の新聞論説  
III. 事実確認と考察  
おわりに

## はじめに

制定から65年以上経過したが、日本の現行憲法である日本国憲法はその間一度も改定されていない。しかし周知のように日本国憲法は第2次世界大戦敗戦＝占領後の連合国軍（GHQ）主導による制定という歴史的事実、並びに世界で最も徹底した平和主義条項とされる第9条をはじめとする条文内容の妥当性をめぐって主に保守勢力から厳しい批判を浴び、現在に至るまでたびたび改正（以下、改憲とも表記）要求を受け続けてきた。特に1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効に伴う独立回復からの数年間は占領体制見直しの気運から計10以上の憲法改正案が登場するなど保守政党を中心にした全面的な改憲の動きが高揚した。各種世論調査で改憲賛成が反対を概ね上回っていたこともあって明文改憲の可能性が今のところ最も高まった時期であったといえる。一方で1950年代は日本国憲法を擁

---

\* かじい・よしひろ 立命館大学社会システム研究所客員研究員

護或いは改憲の動きに反対する（政党レベルでは日本社会党，その中でも左派中心の）運動も勃興し，結果いわゆる「改憲」「護憲」の枠組・対立構図が成立した。要するに1950年代は，今日なお続く日本国憲法の是非をめぐる論争の出発点に位置づけられる時期であったといえよう。

本稿は当時一般国民にとって最も身近なメディアといえる新聞が1950年代の日本国憲法，特に改憲の動きをどう評価していたかについて，新聞社にとって社の意見表明の場である社説・論説を中心に検討することを目的とする。この時期の日本国憲法に関する新聞論説についての研究は，改憲・護憲をめぐる憲法学者を中心とした膨大な時評・論文や渡辺治氏に代表される歴史研究<sup>1)</sup>に比べ不十分なものに止まっている。いわゆる全国＝中央紙（『朝日新聞』『読売新聞』『毎日新聞』など）については，古くは小林孝輔，近年は古関彰一両法学者による論考があり<sup>2)</sup>，それぞれ「1960年新安保前後から憲法擁護の論調が弱くなった（小林氏）」「現在「護憲」に近い論調の『毎日新聞』が改憲を，「改憲」派の『読売新聞』が護憲を唱えた時期があった（古関氏）」との指摘がなされている。しかし全国紙以外の地方紙を含めるとなると紙面調査に手間がかかることもあって研究はほとんど存在しない。そうしたなか，日本新聞協会の半谷高雄氏が地方紙を含む新聞論調の整理を憲法調査会の最終報告書提出（7月3日）を直前に控えた1964年に行っている<sup>3)</sup>。それによると独立回復の1952年から1954年にかけては改憲論が優勢であったがそれ以降は慎重・護憲論が強まる。ただし時が経るに従い憲法について明快な意見を表明することも目立たなくなったとまとめている。前述した渡辺氏の研究は，実は憲法をめぐる新聞論調について半谷氏の調査に依拠しており「1956，57年あたりが論調変化の過渡期であった」としている。その上で渡辺氏はこの時期の新聞について「社会変化と支配層の憲法政策の転換にかなり正確に対応し，両者のバランスを取りながらその転換を促進する役割を果たした」と評価するのであった。

私も事実に基づく半谷（＝渡辺）氏の見解を基本的に踏襲するものであ

る。しかし半谷氏の調査は検討対象を憲法記念日（5月3日）社説に限定している。周知のように、憲法記念日は現在もお日本中の新聞が社説で同一テーマ=憲法を論ずる日と化しているが、今回対象とする1950年代は政治のレベルにおいては現在以上に憲法の評価・改憲の是非をめぐる論議が盛んであった。それゆえ各新聞の論調を知るのにこの日を調べるのが一番だといえる。とはいえ、当然ながら記念日以外のしかるべき日にも憲法を論ずる機会はあったはずで、憲法記念日に対象を限定するのは不十分な調査であったといわざるを得ない。そこで本稿は1952年4月28日講和発効から施行10周年で憲法調査会設置（8月13日第1回総会）を目前に控えた1957年5月3日までの中央・地方紙の憲法をめぐる社説を対象として論調の特徴を検討する（なお社説のない新聞もいくつかあるが<sup>4)</sup>、その場合、『朝日新聞』の「天声人語」に該当するコラムも対象とする）。要するに、半谷氏の調査が憲法記念日のみという「点」の調査であったのに対し「面」を対象としているところに特色がある。その際本稿では今まで紹介されることの少なかった日本新聞協会加盟の地方紙に力点を置くこととし、さらに新聞協会非加盟紙ではあるが在日華僑が経営した日本語有力新聞（『国際新聞』）と米軍施政下である沖縄発行の新聞（『琉球新報』『沖縄タイムス』）も対象とする。地方紙については、近年の憲法論議に関し「現状に妥協的な全国紙」に比べ「護憲」論が圧倒的とされ<sup>5)</sup>、1950年代も半谷氏の調査によると1955年以降大半が改憲慎重・護憲の立場であったと指摘されている。本稿でもこの点に留意して検討したい。ただし全国紙発行地でもある東京・大阪で発行された新聞は一部（『東京新聞』『時事新報』『大阪新聞』）を除き調査することができなかったなど日本の全ての新聞を調査したわけでないことも断わっておきたい<sup>6)</sup>。

なお1950年代の日本の新聞について簡単に事実確認することにしよう<sup>7)</sup>。

日中全面戦争勃発の1937年から始まり1941年制定の新聞事業令で「完成」した新聞統合により日本の新聞は55紙に整理された。具体的には、①

全国紙として『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』（ただし『読売新聞』は東京=東日本限定）、② 経済紙として東京発行の『日本経済新聞』と大阪発行の『産業経済新聞』、③ 夕刊紙として東京の『東京新聞』、大阪の『大阪新聞』、④ 販売エリアが複数の県である大規模地方紙であるブロック紙として『中部日本新聞（愛知県）』『西日本新聞（福岡県）』、県（支庁）の集合体としての『道』の新聞である『北海道新聞』、⑤ 残りの42府県は全て一紙（県紙）とするものであった（これらの新聞を後述する新興紙と対比して既存紙と呼ぶ）。

戦時体制に基づくこの状況は1945年の敗戦により一変する。戦時中の様々な統制の撤廃や一方で新たに様々な統制を課した占領軍の新興紙育成策もあって数多くの新聞が創刊され、1946年7月に発足した日本新聞協会に加盟の新聞は180紙を数えた。新興紙は文字通りの戦後復興紙の他、新聞統合で消滅した新聞の復活（東京の『時事新報』、『福島民友新聞』など）、占領軍の方針で夕刊発行ができなくなった有力紙が（余剰社員の雇用の場も兼ね）「身代わり」として発行した新聞もあり、発行地・性格に着目すると既存県紙と対抗する性格を持つ第2県紙、大都市発行夕刊紙、よりローカルな地域を読者対象とした地域紙と分類することができる<sup>8)</sup>。表1は独立回復時点における東京、大阪、沖縄以外の日本新聞協会加盟紙と1955年時点の全国紙のシェアを道府県ごとに整理したものであり、本稿の検討対象といってよい。それによると全国紙5、既存地方紙43（これに『東京新聞』『大阪新聞』を本稿の検討対象に加える）、東京・大阪を除いた新興紙32<sup>9)</sup>という発行状況であり、全体の購読シェアは「全国紙6：地方紙4」であるが各道府県レベルで見ると地元紙の比率が高い地域も目立つなど、現在に比べ（全国紙の影響力が大きかった府県も散見されるものの）全体的に大きな違いがないことがわかる<sup>10)</sup>。もっとも新興紙は占領初期に比べ既に相当程度減少していることも明らかである。新興紙は当初から経営基盤が脆弱であり敗戦直後の混乱状態が一応解消され1949年（紙不足により実施されていた）用紙統制撤廃や全国紙・有力地方紙の夕刊復

表1 1950年代の各道府県別地方紙と全国紙部数シェア

	全国紙 シェア (%)	地方紙・発行部数
北海道	7.3	北海道新聞 (既存紙) 706,000 北海タイムス (第2県紙・大都市紙) 278,000 北海日日新聞 (旭川の地域紙) 131,000 室蘭民報 (室蘭中心の地域紙) 48,000 函館新聞 (函館中心の地域紙, 1955年廃刊)
青森	24.3	東奥日報 (既存紙) 129,000 デーリー東北 (八戸中心の地域紙) 15,000
岩手	42.7	岩手日報 (既存紙) 98,000 岩手新聞 (第2県紙, 1952年廃刊)
宮城	27.1	河北新報 (既存紙) 269,000 石巻新聞 (石巻中心の地域紙) 5,000
秋田	34.5	秋田魁新報 (既存紙) 109,000
山形	40.2	山形新聞 (既存紙) 128,000
福島	57.4	福島民報 (既存紙) 139,000 福島民友新聞 (第2県紙) ?
茨城	82.4	いはらき (既存紙) 59,000
栃木	71.1	下野新聞 (既存紙) 83,000 栃木新聞 (第2県紙) 66,000
群馬	72.7	上毛新聞 (既存紙) 73,000
埼玉	84.1	埼玉新聞 (既存紙) 38,000
千葉	85.3	千葉新聞 (既存紙, 1956年廃刊) 74,000
神奈川	78.9	神奈川新聞 (既存紙) 111,000
新潟	45.7	新潟日報 (既存紙) 207,000
富山	13.6	北日本新聞 (既存紙) 135,000 富山新聞 (第2県紙) 68,000
石川	8.6	北國新聞 (既存紙) 204,000 北陸新聞 (第2県紙) 36,000 石川新聞 (第2県紙, 1952年廃刊)
福井	38.8	福井新聞 (既存紙) 87,000
山梨	66.0	山梨日日新聞 (既存紙) 47,000 山梨時事新聞 (第2県紙) 45,000
長野	35.9	信濃毎日新聞 (既存紙) 202,000 南信日日新聞 (諏訪地方中心の地域紙) 30,000 信陽新聞 (上田中心の地域紙) 32,000
岐阜	26.9	岐阜タイムス (既存紙) 120,000
静岡	62.3	静岡新聞 (既存紙) 社説なし (「東京だより」) 100,000 静岡民報 (第2県紙, 東部中心) 社説なし 52,000

1950年代改憲論と新聞論説（1952-1957年）（1）（梶居）

愛知	28.6	中部日本新聞（既存紙）960,000 名古屋タイムス（大都市紙）118,000 東海毎日新聞（大都市紙、1952年廃刊） 新東海（大都市紙、1952年廃刊）
三重	44.0	伊勢新聞（既存紙）62,000
滋賀	69.9	滋賀新聞（既存紙、1955年改題『滋賀日日新聞』）14,000
京都	47.9	京都新聞（既存紙）284,000 夕刊京都（大都市紙）61,000 都新聞（大都市紙）？
兵庫	54.3	神戸新聞（既存紙）283,000 神港新聞（第2県紙・大都市紙）116,000
奈良	82.7	奈良日日新聞（既存紙、1954年休廃刊） 大和タイムス（第2県紙）25,000
和歌山	87.9	和歌山新聞（既存紙）29,000
鳥取	62.8	日本海新聞（既存紙）68,000 山陰日日新聞（第2県紙、米子中心）12,000
島根	65.3	山陰新報（既存紙）50,000
岡山	32.5	山陽新聞（既存紙）？（200,000以上） 夕刊岡山（大都市紙？）59,000
広島	39.8	中国新聞（既存紙）373,000
山口	77.2	防長新聞（既存紙）53,000
徳島	22.9	徳島新聞（既存紙）117,000 徳島民報（第2県紙、1954年『徳島新聞』に吸収）
香川	52.7	四国新聞（既存紙）75,000
愛媛	39.4	愛媛新聞（既存紙）152,000
高知	20.7	高知新聞（既存紙）125,000
福岡	47.9	西日本新聞（既存紙）673,000 夕刊フクニチ（大都市紙）216,000 新九州（大都市紙）85,000
佐賀	32.4	佐賀新聞（既存紙）61,000
長崎	35.0	長崎日日新聞（『長崎新聞』が分離）81,000 長崎民友新聞（『長崎新聞』が分離）46,000 新島原（島原中心の地域紙）？ 時事新聞（佐世保中心の地域紙）？
熊本	26.3	熊本日日新聞（既存紙）144,000
大分	42.8	大分合同新聞（既存紙）107,000
宮崎	52.1	日向日日新聞（既存紙）59,000
鹿児島	19.5	南日本新聞（既存紙）180,000

地方紙部数と全国紙（朝日、毎日、読売、産経の合計）部数シェアは1955年3月10日現在（日本新聞協会編『日本新聞年鑑 1956年』日本新聞協会、1955年より）

活を意味する朝刊紙の夕刊発行許可など自由競争が復活するようになると続々と廃刊に追い込まれるようになっていた。この新興紙の苦境は独立回復後も続く。1952年秋に『岩手新聞』、『石川新聞』、『東海毎日新聞』、『新東海』が休廃刊したのをはじめ、1954年は『徳島民報』、1955年は『函館新聞』、『時事新報』が姿を消した。さらに既存紙についても、全国紙の影響力が強い首都圏、近畿圏では苦戦を続け、1954年『奈良日日新聞』、1956年には『千葉新聞』が休廃刊している。

最後に、本文においてこれ以降、引用する社説は全て日付のみの記載で題名は省略したい。また『新聞』名の「新聞」も省略する。

## I. 吉田内閣期の憲法論議と新聞論説

独立回復時の首相は吉田茂（自由党）であり、彼は1954年12月7日総辞職するまでその地位にあった。周知の通り、吉田は在任中憲法改正に乗り出すことには慎重であったが、なし崩しの再軍備や「復古的」とされる国内体制再編を推進し、各方面から憲法を軽視しているという批判が絶えなかった。一方保守勢力の中でも（占領終了の直前から始まった公職追放解除もあって）有力な政治勢力となった自由党鳩山（一郎）派や改進黨（重光葵総裁）などの反吉田グループが存在したが、彼らは吉田路線への批判の一つとして明文改憲を最も積極的に主張していた。保守勢力主導の改憲に反対する（左右両派）社会党の動向も含め、これら政治勢力の合従連衡やアメリカとの関係が憲法問題の推移に大きな影響を与えたことをここで改めて確認しておきたい。

### (1) 前史：独立回復前＝占領期

本稿が検討する時期は独立以降であるが、歴史的背景として占領期の全国・地方紙の憲法論議についてもごく簡単に紹介したい<sup>11)</sup>。

大日本帝国憲法の見直し・改正論議が実質的に開始されたのは GHQ の

民主化指令が出た1945年10月からであったが、1946年3月6日日本政府による憲法改正草案要綱発表まではごく一部の新聞を除き憲法論議は極めて低調であった。それが草案要綱発表以降、戦前天皇制の残存などを指摘してその内容を不徹底と考える『民報』『夕刊京都』といった左派系新興紙や一時期（1946年2月から4月まで）共産党色の強い従業員組合が編集を掌握した『北海道』、逆に改正案を否定はしないもの、天皇元首論を主張した『南日本』や国民主権には不満であった『佐賀』などを除いて大半が憲法草案・改正案を称賛するようになる。そして不満・批判派も憲法公布（1946年）・施行（1947年）時には改正支持をより明確にしており、結局日本国憲法は日本のほぼ全ての新聞に支持された。

1947年施行以降の憲法施行＝記念日の各紙は、憲法擁護を前提とした「啓蒙型」社説が大半を占めていた。すなわち「平和主義と民主主義」を特徴とする日本国憲法の意義を説いた上で日本の現状が「封建制の残存」や「自由の履き違え」など憲法が謳った理想に達していない事実を指摘して「国民の自覚」を求め憲法の普及啓蒙を促すという内容である。以上のような特徴を有する社説が1950年記念日まで続くこととなる。そのため1948年に表面化した極東委員会（FEC）主導の憲法再検討に対する新聞の関心は極めて低い。すなわち社説で取り上げた新聞はごく一部に止まり、仮に社説で論じたとしても大半が時期尚早論であった<sup>12)</sup>。ただ本論との関係で幾つか興味深い事実を挙げておくと、(1) 制定期はより共和制的な憲法を志向して日本国憲法に距離を置いていた『東京民報（旧民報）』『夕刊京都』が憲法再検討は保守勢力の主導と解して、改憲に警戒（『東京民報』）するか、護憲の立場を明確（『夕刊京都』）にしたこと、(2) 一方で在日華僑が経営していた『国際』は「日本の民主化完成」の立場から①天皇制廃止も視野に入れた天皇の国事行為全廃、②一院制、③「国民」「何人」という文言など人権規定の不明確さの是正を内容とする改憲をたびたび主張したこと、(3) 結論は時期尚早とした『毎日』も天皇の国事行為の他、二院制、内閣総理大臣選出等の規定については問題があると指摘



していたこと、(4)そして、いずれの新聞も第9条(戦争放棄)は議論すべき論点には入れていなかったこと、以上4点である。

このような憲法と新聞の関係が一変するのは、通説通り1950年6月朝鮮戦争勃発と翌月の警察予備隊発足であった<sup>13)</sup>。要は事実上の再軍備と第9条との関係をどう考えるかが問題となったが、警察予備隊については「旧日本軍復活」と警戒した『国際』(なお『国際』は1949年初頭以降中国共産党=のちの中華人民共和国を事実上支持するようになっている)も含めその存在を否定する論調はみられなかった。そして一部新聞は憲法見直しを論ずるようになる。例えば、韓国を支持する在日コリアンが経営していた(ただし執筆者はほぼ日本人)『新世界』は7月26日社説で戦争に備えた再武装目的の改憲を主張しており、『読売』は12月16日社説で明確な表現ではないものの第9条改憲の立場をとるようになった。他に『河北新報』『東京』『時事新報』が再軍備是認と「第9条を護持さえすればよいとする平和主義」への批判を展開しているが、この点論説の配信によって地方紙に大きな影響を与える共同通信の場合、7月は「再軍備や改憲を考えたくない」としていたが、1951年1月になると「再軍備(第9条)合憲論」を唱えた。そして4ヶ月後の憲法記念日には「第9条は改憲、他は擁護」という『読売』に類似した見解をとるようになるなど、その論調は大きく揺れていた。

このため1951年憲法記念日は前年までとは大きく変化した。すなわち、それまでの「啓蒙型」社説、というか憲法をテーマにした社説そのものが大幅に減少した(既に1949年以降、共同配信論説を利用する地方紙が増加していたが)。『朝日』『毎日』の憲法記念日社説は憲法を題材にしているが実際には同時期(5月1日)のリッジウェイ連合軍最高司令官の権限委譲声明の意義に力点を置いたものであって憲法にはほとんど言及していない。第9条について『国際』が「再軍備不可避は虚構」に過ぎないとして憲法擁護を主張し、他方前述した共同配信と一部地方紙は第9条改憲の必要を指摘したが、大半は第9条改憲の可能性を示唆するか改憲の是非に

は触れずじまいであった。なお第9条以外の改正を論ずる新聞は皆無である。

さらに1951年9月調印のサンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約もまたこの本格的な再軍備の必要から改憲を認める傾向を進める結果になった。というのもアメリカ中心の西側陣営のみの講和であり、また安保条約において日本の防衛力漸増義務が規定されたからである。例えば、共同通信は1952年1月下旬に「憲法改正を急げ」と題する論説を配信し、現実と理想のずれが決定的になったため憲法第9条は急ぎ改正すべきであると主張している。

最後に独立以降の憲法論議の前提として指摘しなければならないのは、独立回復前後になって日本国憲法制定の事情が明らかになったことである。新聞でも『朝日』1952年4月5-9日「憲法はこうして生まれた」や共同通信記事（1952年5月2ないし3日）などで報道されているが、ここから日本国憲法は「押し付けられた」「翻訳調」の憲法との議論＝「押し付け憲法論」が浮上するようになる（独立直前の25日に『函館』が制定過程を紹介した社説を掲載している）。

## (2) 1952年5月-1953年5月

### ① 1952年憲法記念日前後

1952年憲法記念日は独立回復直後であり、「押し付け憲法」が紹介されだした時期でもあった。そのため前述したような特集記事、また地方紙においても新聞世論調査連盟調査（憲法改正賛成42.5%、反対27.7%、わからない29.8%）が掲載されたりしている<sup>14)</sup>。ところが5月1日東京・皇居前広場でデモ隊と警官隊が衝突し死者2名負傷者2000人以上をだした「メーデー事件」が発生し、翌々日に当たる記念日の社説はこの不祥事を取り上げる新聞が目立った。そのため地方紙で憲法問題を取り上げたのは全体の半数に満たなかった（3日：『北海道』『北海タイムス』『函館』『岩手』『福島民報』『福島民友』『いはらき』『下野』『千葉』『北日本』『山梨

日日』『山梨時事』『信濃毎日』『信陽』『岐阜タイムス』『中部日本』『京都』『大阪』『神港』『山陰新報』『山陽』『防長』『長崎日日』『時事(長崎)』『熊本日日』『大分合同』『南日本』。5日に『北海日日』)。なお『西日本』は題名こそ「平和憲法と暴動事件」であるが、内容はメーデー事件であり憲法への言及はほとんどない。

この1952年憲法記念日社説について半谷氏は、「押し付け憲法」をめぐる改正是非論では現憲法支持論が圧倒的に優勢」だが「第9条の問題になると逆にはっきり改正反対論を打ち出したものは一つもなかった」として全体として第9条に関する「改正ムードが強かった」とまとめている。確かに、今回改めて調査を行ったところ「押し付け憲法」による全面改憲を主張したのは『福島民友』と『信陽』の2紙だけであり(特に『信陽』は日本国憲法を「占領下に強制された」「アメリカ製敗戦憲法」と断定し、現憲法支持者を「独り立ちできない」「腰抜け」と攻撃している)<sup>15)</sup>、一方改憲に「絶対反対」と出張する新聞はなかった。ただし、「国民の全てが改正するの必要を認めたら改正するのは当然」としつつも第25条、第21条、第9条を例示して「その理想に誤りはない」という『時事(長崎)』や「状況の変化」や「自衛力と再軍備の境界が不明確」であることは認めつつも現在の改憲の動きは「自衛力問題を逆用して民主化全体を後退させる企図」があるとし、その意味での改憲には明確に反対する『北海道』など、改憲反対・護憲論を展開する新聞は幾つか存在している。

そこで改めて1952年憲法記念日社説の特徴を整理してみると、まず第1に、独立回復後初の記念日であるということ意識したものが大半で憲法制定過程や現在までの状況に触れたものが多い(特に『函館』『千葉』『北日本』『岐阜タイムス』『山陽』『防長』)。また再軍備と第9条の問題にはほぼ特化したものも目立っている(『岩手』『神港』『山陰新報』『大分合同』など)<sup>16)</sup>。こうしたなか、第9条=再軍備については後述する共同配信の他、「ソ連・日共の脅威」という現実から「理想主義に走りすぎ」として第9条改憲は「刻下の急務」とした『読売』や「自らまいた種の結果」

であるとして「押し付け憲法」の動きには反発しつつも「何らかの戦力を予想する条約（引用者注：日米安保条約）を結びながら憲法の調子をそのまま残すのは一種のゴマカシ」という『熊本日日』、将来の国際連合の加入時或いは自衛力が「戦力」と認められるまでに「漸増される」場合はためらうことなく改正手続きに入るべしという『山陰新報』や改正によって「早くすっきりした方がよい」とする『防長』、さらに「理想」は維持すべきだが「現実」に立脚するの必要は認める『大分合同』など（容認も含めた）改憲論がある一方、「再軍備と憲法改正は議論が不十分」として改憲に慎重な『北海日日』『中部日本』『南日本』や今のところ「改正の必要はない」という『函館』と意見が分かれた。この点興味深いのは『朝日』の見解である。『朝日』は「民主主義と平和主義を現実に進前させる」ために「憲法を守り抜く決意こそ何よりも大切」として再軍備目的の改憲をも明確に否定しているのだが、その一方で「当面のところこの条約（引用者注：日米安保条約）の効果に期待をかけるのは全く当然ではあるまいか」として日米安保条約の存在を前提にした主張を展開しているのである（4月29日）。

第9条以外も含めた憲法の条文と現実については、『毎日』が「融通性のある解釈で却って国民の遵法精神を傷つける」として「憲法の精神を尊重、擁護するために、やむを得ない場合、改正の覚悟」を説いているほか、共同通信の配信（『北海タイムス』『福島民報』『いはらき』『下野』『山梨日日』が利用）は「現実におぼれて理想の火を消してはならない」が第9条について「自国の安全を他国に依存する体制は如何なものか」といい、加えて解散権、黙秘権の濫用、自治体の長の直接選挙、条約承認に対する国会の関与などについても規定が不明確であって現憲法の改正（少なくともそれに向けた議論）の必要を訴えている。一方で『山梨時事』は国際情勢からも憲法改正すべきでなく国民は「制定当時よりも現在の方が憲法内容に順応」しているとし、『信濃毎日』や『長崎日日』は「メーデー事件」と絡めて「暴力に強く対抗しようとするならば、自由と人権を

保障した憲法の條章を守る努力が何よりも重要」と主張するなどここでも見解は二分された。ただ全体的に憲法改正の「可能性は否定しない」ないし改正は「将来あり得る」という認識の新聞（積極的に改憲を主張する新聞の他、『千葉』『岐阜タイムス』『山陽』『大分合同』）が多くみられるものの、それらの新聞も含めまずは論議が必要であって直ちに改憲にまで進むことには慎重な論調であった新聞が実のところ多かつたとまとめることができる<sup>17)</sup>（社説でないが誌上討論で改憲・護憲両論を併記した『西日本』『岩手日報』などもこの傾向と一致する）。なお『京都』の場合「憲法護持を唱えながら平然と憲法を蹂躪する」行動、並びに「一時的な条件の変化やこれに便乗して憲法の根本を冒瀆する改正論」双方に批判的な主張を展開している。

ただし憲法記念日が過ぎてから明確に改憲を求める議論も出てきている。すなわち『河北新報』は憲法記念日式典における「新憲法の精神を發揮」と発言した天皇の式辞を「天皇が公然と政治発言」し、「政府が天皇を政治利用」したとして批判している（7日社説）が、29日になると日本国憲法は「西洋語直訳のもので日本人の身に付いた生活の規範には容易にならず」、「内容が優れたたとしても外から作られたものという歴史は非常に障害」と「押し付け憲法論」に近い立場から現憲法批判を行っており、『滋賀』も「被占領国憲法は囚人服のようなもの」で講和成立後は「それにふさわしい着衣が必要」として全面的見直しを主張している（7月13日）。また『栃木』は5月30日社説において栃木県芳賀で演習を行う警察予備隊を紹介しつつ「憲法改正を断行すればよい」と第9条改憲を主張し、『防長』（6月19日）もまた憲法記念日社説に引き続く形で「9条と現実の矛盾」を問題視し速やかに憲法改正の是非を国民に問うことを求めている。

なおこの時期大きな政治的争点となったのは破壊活動防止法（7月4日成立）をめぐる問題であるが、「容共分子」の排除を当然視する『時事新報』を除いた大半の新聞が同法案に反対ないし憂慮する姿勢をみせてい

る。ただし憲法との関係となると、破防法が憲法で規定された言論の自由に抵触する恐れがあるとの指摘は多くの新聞でなされているものの、それ以上の議論、例えば破防法は憲法違反であるとか、破防法を通じて憲法を論じるといった論説は（強硬に反対した『北海道』を含めて）なかった。

## ② 第25回総選挙（1952年10月）前後

8月26日衆議院が解散され（「抜き打ち解散」）、第25回総選挙が10月1日に実施された。独立回復後初の総選挙であり、大きな争点の一つとして第9条改正にもつながる「再軍備問題」が挙げられた。そのため事実報道としては再軍備に関する記事が目立つようになる。しかし結論から先に述べると新聞論説において再軍備、ひいてはその先の憲法改定の是非が深まることはなく、これに代わって憲法問題としては選挙と同時に行われた最高裁判所裁判官の国民審査が話題となった。ことに共同通信の配信論説はほとんどなじみのない裁判官の適否を国民に無理強いして審査することは、裁判官任命時は国民の意思は作用していないのに罷免のみできることはおかしいとして「国情の異なる国のものを丸写しにした翻訳臭の強い」憲法第79条規定は改正すべきと主張している。この共同配信は数多くの新聞（『秋田』『山形』『福島民友』『北日本』『北陸』『福井』『山梨日日』『岐阜タイムス』『伊勢』『日本海』『防長』）が利用した。一方『北海道』はなじみのない審査への国民の関心の低さを指摘しつつも審査廃止の動きを「逆コース」の一環ととらえて反対し、さらに田中耕太郎をはじめとする審査対象の裁判官についても憲法条文（尊属殺人と第14条、自白と第38条）を指摘しつつ批判的に紹介している。もっとも裁判官国民審査に関する社説は他の新聞（疑問と注文を盛り込んだ『東京（9月12日）』や『新潟日報（28日）』など）も含め1本しか掲載しておらず、これ以上論議が深まることはなかった<sup>18)</sup>。

一方再軍備については解散前から『朝日』（7月1日）が再軍備・憲法改正時期尚早論を主張する一方、保安庁発足（8月1日）に絡め吉田首相

の訓示についての『時事』（8月5日）『河北新報』（8月13日）は再軍備当然論を主張していた。特に『河北新報』は第9条を「他動的な飛躍した考えに基づく規定」と解し、再軍備は「憲法を出発点とせず、憲法以前にさかのぼって考察する必要」があるという。また選挙戦に入ると全国紙の他、多くの地方紙が再軍備問題をテーマにした社説を掲載している<sup>19)</sup>。しかし大半は、例えば明確に護憲の立場に立つ『北海道』も含めて、各党の見解や論点整理、または議論喚起に止まっており積極的な見解表明はみられなかった。

こうした中、「憲法は現実から悲劇的に飛躍」しているとの立場から憲法並びに議論を避け続ける吉田首相を批判した『読売』（9月12、17日）をはじめ、『時事新報』（1、24日）『熊本日日』（19日）は再軍備の必要性を強く主張し、『毎日』（13日）も再軍備反対を主張する左派社会党や労農党を「無責任」と強く批判する一方、保守各党の状況についても「主体性と指導力欠如」と評した。また共同通信も改憲なき再軍備を疑問視する論説を配信している（少なくとも『山形』『福島民友』『山梨日日』が利用）。

一方『信濃毎日』（8月31日、9月11日）は国際情勢＝緊張緩和の観点から、『中国』（23日）は自衛力と戦力と武力の限界が示されない点から改憲につながりかねない再軍備に慎重な見解を提示していた。さらに選挙終盤、京都で発足した憲法擁護教授連盟について『愛媛』（27日）と『国際』（28日）が紹介し、特に『国際』は護憲の立場から全面的に期待を寄せる主張を行っている（『愛媛』は学理追及でなく政治に直接結びついた運動になることを期待していた）。

10月1日の総選挙結果（鳩山グループも含めた自由党が辛うじて過半数の240、改進黨が85と一定の勢力を占める一方、右派は57、左派は54と社会党、特に左派が選挙前と比較して躍進）については勿論大半の新聞社説のテーマにはなった。ただし、これら社説は今後の政局ないし地元選挙区の結果をテーマとしたものがほとんどであって憲法を論じた社説はなかった。しいていえば、選挙終了から3週間後であるが『防長』が明治憲法に



回帰するものではないが愛国心を喚起するにも「本当の国民の憲法をつくること」、すなわち全面的な改憲を再発足した吉田内閣に求めている（24日）。また選挙終了直後の10月4日、3月に鈴木茂三郎左派社会党委員長が提訴していた警察予備隊違憲の訴えが最高裁で却下された件について「判決は予想通りだが、予備隊が戦力であるかどうかは裁判の問題である前に憲法を尊重する心構えの問題として重大」であって政府に反省を求める『信濃毎日』（10日）と「判決は（最高裁判所の法令審査権に関する）憲法第81条の解釈であって第9条それ自体を解釈したものではないが、この事実を「再軍備賛成の判決でけしからんと」の反応が予想される」一般国民にどう理解させることができるのか、と暗に第9条に依拠した平和主義を批判する『河北新報』（15日）の2紙のみが社説で取り上げている。

総選挙の後、議会審議が再開されると吉田内閣の政策に対する左右野党の追及という形で再軍備論議もまた再燃した。ただし論議は、以前と同様、たとえ掲載されても解説・議論喚起の社説が多数を占めており、例えば11月25日に発表された日本国憲法第9条の「戦力」に関する吉田内閣の統一見解（第9条第2項の「戦力」とは「近代戦争遂行に役立つ程度の装備・編成を備えるもの」をいうとし、保安隊は第9条第2項でいう「戦力」は持たないとする）についても、その直後に発生した池田勇人通産相の失言・辞任問題もあって「反応」した社説は皆無であった。こうしたなか1952年末に『静岡（東京だより）』（12月24日）と『北海日日』（12月25日）、1953年に入ると『信陽』（1月4日、2月5日）、『中国』（1月8日）、『滋賀』（1月12日）、『南信日日』（1月28日）、『京都』『夕刊岡山』『南日本』（2月5日）『都』（2月7日）が憲法改正問題について言及していた。『信陽』『滋賀』は「押し付け憲法」に立脚して全面的な改憲を主張する他、『静岡』も「国民の自発的意志の所産」ではない憲法であるがゆえ「たとえ血を流してもこれを守るといふ護憲の情熱が沸く」かどうかは大いに疑問とした。また『南信日日』と『京都』も将来の改憲を主張している。ただし1952年憲法記念日の共同通信配信を再利用して検討項目を列



挙げた『南信日日』に対して『京都』は再軍備問題が重要であることは否定しないが「公共の福祉」確保を理由に人権に制限を加える現状も「重大な事柄」であるとして、例えば「明確を欠く」最低生活保障や義務教育無償規定をはっきりさせることも憲法問題で重要な課題と主張している点は注意する必要がある。一方、『北海日日』は両論併記ながら憲法問題を政治的に利用する動きに懸念を示しており、『中国』『南日本』『都』『夕刊岡山』になると現在行われている憲法論議は観念論に過ぎない、あるいは性急であって改憲は時期尚早であると主張している。

またこの時期日本政府が憲法改正手続き整備として提出（1月20日）した「日本国憲法改正国民投票法案」が幾つかの新聞で取り上げられているが、再軍備を中心に改憲の必要を指摘する『石巻』（1月24日）、改憲の是非には中立的だが国民投票という制度設計には賛意を示した『北海タイムス』『北國』（共に1月24日）の他、改憲には慎重である『朝日』（1月22日）も投票法案については「おおむね妥当」と評価している。一方、『徳島』（2月10日）、『西日本』（11日）、『愛媛』は問題点、具体的には『徳島』は法案提出に至る時代的背景、『西日本』は法案に最低投票数規定がないことを指摘している。ことに『愛媛<sup>20)</sup>』の場合、法案提出の前から「憲法改正とは現憲法が要求する根本方向の発展に役立ちうるよう主権者たる国民の意思が達成される状況において議する」必要があるが、法案は「国務大臣や政府機関が発議、ないしは形式的発議の前に実質的発議を行う」という「重大な疑義」があるという。そして「現憲法の基本的原則を無視して顧みない政府」の下、この法案により「デモクラシーとの決別を意味する改正」となる危険さえ主張し（1月10日社説）、2月15日社説においても最低投票数規定の欠如や「憲法全体を一括しての改正」を指摘して強く法案に反対するのであった。これら国民投票制度への反対論は法案内容もさることながら、むしろ法案成立後に予想される改憲内容への警戒感が色濃く表れていたものといえよう。なおこの国民投票法案は「バカヤロー解散」により廃案となる。

### ③ 第26回総選挙と1953年憲法記念日

2月28日衆院予算委員会における吉田首相発言から自由党鳩山派の造反もあって内閣不信任案が成立。吉田は直ちに衆議院は解散し4月19日に第26回総選挙が行われた。

この選挙時の新聞は半年前の前回選挙とよく似ている。争点の一つが再軍備とされ事実報道は数多くなされるのだが、社説になるとほとんどが議論整理・簡単な解説に止まった。確かにこれまでの論議と同様、『滋賀』（3月23日）が全面改憲に言及し『毎日』（3月29日）や『時事新報』（31日）、「米ソどちらかに与するしか道はない」とする『栃木』（29日）は再軍備を推進する立場から議論を進め、一方「まず米軍撤退とアジアへの友好が必要であって改憲を主張する鳩山派は再軍備の順序を誤っている」という『国際』（4月7日）は再軍備・改憲反対の社説を掲載してはいる。だが大半の新聞は自社の見解を明らかにすることを避けた。共同通信は「鳩山新党と憲法改正論」と題する配信論説を出し、多くの地方紙（『室蘭民報』『上毛』『岐阜タイムズ』『伊勢』『防長』『時事（長崎）』『日向日日』など）がこれを利用しているが吉田自由党を正式に飛び出した鳩山派が改憲を全面に出したことを説明しているにすぎない。全体に「吉田対反吉田」という保守勢力の内紛に関心が集まったこと、また改憲反対を前面に出した左派社会党以外は本来なら改憲を強く主張するはずの鳩山派自由党や改進黨を含めて憲法問題にはあまり触れなかったこともあって（再軍備を含めた）政策論議に関する論説が前回選挙よりも少なくなったことが指摘できよう<sup>21)</sup>。

選挙結果は吉田派自由党が過半数割れするも第1党は維持（199）し、鳩山自由党（35）、改進黨（76）は現有議席を割り込む敗北を喫した。一方、社会党は左右両派合わせて議会における改憲発議阻止に必要な3分の1以上の議席は確保できなかったものの議席を増やし、特に護憲を明確にした左派（72）が大きく伸び右派（66）を上回った。この選挙結果を憲法と絡め論評した新聞は例によってごく僅かであるが、2週間後の憲法記念

日社説は選挙結果の影響を色濃く受けることとなる。なお1953年憲法記念日に社説を掲載したのは全国紙3紙の他、『北海道』『北海タイムス』『北海日日』『東奥日報(2日)』『上毛』『埼玉』『千葉』『新潟日報(2日)』『北國』『信濃毎日』『信陽』『南信日日』『岐阜タイムス』『伊勢』『滋賀』『京都』『都』『大阪』『神戸』『神港』『山陽』『中国』『徳島』『徳島民報』『四国』『高知』『西日本』『熊本日』『日向日日(2日)』『南日本』『国際』であって数は前年とほぼ同じであった<sup>22)</sup>。

さて選挙結果について社会党、共産党など改憲反対勢力が「3分の1」に達しなかった点に注目したのが『読売』(4月27日)であった。『読売』は記念日社説において第9条第2項は行き過ぎであり自衛権は当然国家に付与されるものとして、前年と同様に第9条改憲を明確に主張した(なお『読売』は一方で「平和主義と民主主義」という「新憲法の精神」自体は擁護すべきで「憲法の精神を放棄するような改正は許されない」とも主張している点、その後の『読売』の論調を考えた際注目すべきであるが)。しかしこの『読売』の主張に同調する新聞は他になかった。まず選挙結果判明の時点で、これまで第9条改憲を主張していた『栃木』は結果を「改憲推進派の敗北」として(自説の撤回はしていないものの)「憲法改正を国民は望んでいない」ことは認める社説を出している(4月22日)。ついで記念日になると「押し付け」ゆえに全面改憲の立場の『滋賀』、第9条改憲の『熊本』、現状は改憲の方向に向かっているとの認識の『千葉』『南信日日』も選挙結果を承認・評価した上で、「新憲法の原則が未だ定着していない」ので国民に「憲法の将来についての考察を求める」とする『熊本』のような内容理解・議論喚起的な主張を続けている。共同通信もまた「押し付けられた」事実、日本になじまない文言(「文民」)の存在を主張する一方、選挙結果も受け軽挙妄動を抑えるよう主張するが、共同配信を利用した新聞(『上毛』、『伊勢』、『神港』)のうち『上毛』以外の2紙は「押し付け部分」を削除(『伊勢』)ないし表現を弱めている(『神港』)。さらに『北海タイムス』『京都』『大阪』『神戸』『都』も選挙結果を評価して

「細部において再検討の必要」はあるものの憲法を遵守・護持することが当面重要としているが、これまで改憲反対色が最も強かった『北海道』になると「古い意識」と「外からの要請」に基づいた改憲論が今度の選挙において敗北したのは明らかであって、この機会に現行憲法の意義をより一層理解する努力が求められると主張するのであった。

1953年の憲法記念日社説の特徴についてはあと数点、指摘することができる。

まず『熊本日日』や『北海タイムス』などの議論喚起型の社説が数多くあったが、これまでの経過を整理し改憲の是非については中立的な見解の『北海日日』『北國』『日向日』の他、憲法審議会のような公的機関設置を求める提案が『朝日』『毎日』『西日本』の社説で提示されており、この審議会提案が1953年記念日社説の一つの大きな特徴といえよう。ただし『朝日』が改憲慎重の立場に立ちつつ、高まる憲法論議への対応と最高裁が憲法裁判所とはいえない事実から「議論の受け皿」としての審議会と位置付けるのに対して、『毎日』は再軍備、解散権、二院制、国民審査など多くの問題を抱えた現行憲法という理解から「憲法の精神を維持」しつつ「官民合同の調査機関設置」を求めるものであって、明示的ではないものの改憲を志向するものであった（『西日本』は『朝日』と『毎日』の間隔的な見解）。

第2に「憲法の精神」を再確認する占領期の「啓蒙型」に近い社説がみられ、『東奥日報』『埼玉』『中国』『高知』『南日本』が該当する。特に、憲法の謳う理想と未だ封建的因習に抜けきらぬ現実のズレを指摘する『高知』が典型的な社説であって『東奥日報』『埼玉』の場合は現行憲法への国民の関心の低さを指摘している。もっとも改憲の是非になると『高知』『埼玉』は特に触れてはいないのだが、主権在民、基本的人権、平和主義という3原則を挙げる『中国』や第9条改憲は根本的な改憲とする『東奥』、憲法改正の是非に関する議論全体が抽象的観念論、不明朗なごまかし論とみる『南日本』は明らかに改憲の動きには慎重な態度をとってい

た。

第3に『北海道』『京都』のような「議論喚起」「啓蒙」的な要素を盛り込みながらより改憲に反対ないし慎重の姿勢をとる新聞も多くみられた。もちろん、細部にはそれぞれ違いがあり、仮に部分的改正の必要があっても憲法の精神は遵守すべきであるという『千葉』『岐阜タイムス』『山陽』、これまでの日本政府や改憲派を批判する『新潟日報』『信濃毎日』『南日本』に大別される。このうち『岐阜タイムス』は条文(第9条)の改正があっても第9条の精神が米ソ冷戦下の世界に広まるよう日本は努力すべきであるとし、『山陽』は憲法の条文、特に第3章「国民の権利及び義務」を吟味するべきという。一方『信濃毎日』は改憲派のいう「現憲法無効論」を、『新潟日報』は「逆コース」的な現政府の態度・施策による憲法の形骸化を強く批判している(なお『徳島』は2ヶ月前に社説でも取り上げた国民投票法の挫折を評価している)。こうしたなか、最も日本国憲法を評価したのが(1948年時点ではより共和制を志向する「民主化完成」の立場から全面改憲を主張していた)華僑経営の『国際』である。同紙は「大国を相手にできる軍隊をもつことは不可能」であるがゆえに「軍隊なき自衛」を徹底しなければならない。その上で①吉田内閣の下での破防法の成立や「天皇復活」の兆候など憲法形骸化の動きや②中国をはじめとするアジアとの将来の友好関係を考えても「平和主義と民主主義」を掲げる「日本憲法」は「世界に最も誇ることができる憲法」として擁護すべきと主張するのであった。

以上のように、1953年の憲法記念日は大半の新聞が一部改正の必要・可能性は認めつつも現憲法の遵守と啓蒙に努めたとまとめることができ、前年の記念日以上に改憲には反対ないし慎重な対応を求める新聞が目立った。改憲主張に力点を置いていたのは先に見た『読売』の他は前年同様「押し付け憲法」論から全面改憲を主張する『信陽』程度に過ぎない。もっとも『信陽』の場合、5月3日は「日本民族として永久に忘れることのできぬ屈辱記念日」であって現憲法を「日本を徹底的に破壊し、再起不

能にする意図の下に制定され」「平和憲法の仮面を被った敗戦憲法」と徹底的に批判したのであるが。

### (3) 1953年7月-1954年12月

#### ① 再軍備改憲の高揚から全面改憲論へ（1953年後半）

1953年憲法記念日においては声高な改憲の主張が一旦影をひそめた。しかし1953年後半に入ると、再び憲法改正の主張が強まるようになる。というのも、内政・外交両面で改憲を後押しする出来事の発生や体制構築が急激に推進されたためであった。すなわち対外関係では、7月からアメリカとの間でのMSA交渉が開始されると改憲も伴った本格的な再軍備要求が強まった。アメリカの要求は10月からの池田・ロバートソン会議で顕著にみられたが、極めつけは11月19日来日中のニクソン副大統領が「憲法第9条はアメリカの誤り」との発言であった。もっともニクソン発言に呼応して改憲を主張する新聞は「年来の肩のシコリが取り去られた感」という『栃木』（11月27日）や『時事新報』、後述する共同配信程度であって、他紙は冷静な態度をとっている（『栃木』『時事新報』（共に10月27日）は「久保田発言」による日韓交渉決裂の際にも韓国に対抗すべく本格的な再軍備＝改憲を主張した<sup>23)</sup>）。また国内政治については、4月総選挙で依然として第一党であるものの大きく過半数割れた吉田首相（自由党）が政権安定のため改進黨、鳩山派自由党との連携を模索し、一部が実現していた。例えば9月27日吉田首相・重光改進黨総裁会談による自衛隊創設の合意や11月17日自由党内に憲法調査会を設置することを一つの条件に鳩山の自由党復帰決定がその一例であるが、こうした保守連携の動きの中から（反吉田勢力が特に主張していた）憲法改正がいよいよ現実の政治課題として浮上するようになる。なお自由党憲法調査会は12月15日岸信介を会長に発足している。

こうした現実政治の進展に対し新聞論説はどうであったか。この点5月からMSA交渉、6月は木村保安庁長官の再軍備構想などが社説の話題に

なっているが、例によって（秘密主義も含めた）吉田内閣のなし崩しの再軍備を批判的にみる点では一致するものの9月までは憲法第9条に抵触する可能性を簡単に言及する程度であった<sup>24)</sup>。7月30日の吉田首相と芦田均元首相による国会での再軍備論議についても同様である。ただ例外として片山哲、安倍能成、有田八郎らで結成された「平和憲法擁護の会」については共同通信配信（『上毛』『北日本』『福井』『山梨時事』が利用）が、1. 勤労者が組織に入っておらず、2. 共産党が「なだれ込む」危険があるとしつつも同会が急激な再軍備を抑制する働きがあるだろうとして評価し、一方再軍備を当然視し平和運動は「極左分子の叫び」と考える『栃木』（8月12日）は同会に一定の期待と危惧の念を表明している。また9月2日清瀬一郎を中心に改進黨が発表した自衛戦力合憲論について『北海日日』『滋賀』『熊本日日』（4日）、『時事新報』（5日）、『北海道』『千葉』『信陽』『高知』（6日）が社説を掲載したが、速やかなる再軍備の必要性から「カブト虫」合憲論と一定の評価をしつつも「国民の賛否を問わずしての再軍備可能は納得できない」とする『熊本日日』が一番好意的であってあとは批判的であった。この点『北海日日』『高知』の他、護憲の立場をとる『北海道』と全面改憲の立場をとる『信陽』『時事新報』ともに「自衛戦力は戦力不保持を定めた第9条に違反する」という立場にたち改進黨提案を批判するのであった（もっとも『千葉』『信陽』はそれゆえに第9条改正を主張していくのだが）。

9月中旬に入ると前述した内外の情勢変化により徐々に憲法問題を論ずる社説が目につくようになる。ここで幾つか特徴を整理すると、まず第1に、容認・不可避も含め改憲を主張する新聞が目立っている。この点、順にみていくと、まず『南信日日』9月14日社説がアメリカとの防衛折衝の現状から第9条を維持することは困難＝改憲は不可避との認識を示しているが、翌15日に9月初旬に独自に行った世論調査<sup>25)</sup>を利用した『東京』が「世論が憲法改正に向かっている」ことは事実であり「憲法改正をタブー視すべきではない」として改憲を明確に主張した。さらに『読売』



（9月22日）『千葉』（9月29日）『京都』（10月8日）『防長』（10月9日）も「吉田首相独特の論法」にみられる「憲法の自由解釈」は許されない（『読売』『千葉』）、或いはアメリカの要求する防衛力増強に対応できない（『京都』）との理由で第9条改憲を主張するようになった。なお『四国』は改憲賛成を明言こそしていないが自由党による改憲論の高まりを憲法改正の問題点を明らかにする点から歓迎している（10月9日）。

その後自由党内の動きとも連動しつつ『時事新報』をはじめとして『信陽』（11月1日）『栃木』（11月27, 28日）『熊本日日』（11月30日）『フクニチ』（12月12日）『島原』（12月16日）『防長』（12月19日）『秋田魁新報』（12月20日）『千葉』（12月23日）も憲法改正に舵を切るよう主張していくのだが、興味深い点として、なし崩し再軍備に象徴される憲法軽視という現状への批判から第9条改憲を主張する『秋田魁新報』を除く新聞は第9条に止まらない全面的改憲を志向するようになったことである。「押し付け憲法」論の『信陽』や現憲法は日本になじまないという『フクニチ』の他、『熊本日日』はより具体的に第9条、参議院、予算修正権、解散権、地方公共団体首長の直接公選の規定に不都合があるとし、『島原』はさらに緊急命令や法案拒否に関する内閣の権限、家の制度の問題、黙秘権、最高裁判所裁判官国民審査、そして何よりも天皇の地位・権能も改憲を検討する際の対象になるとする<sup>26)</sup>。この点『東京』も少なくとも第22条（職業選択の自由）は再軍備に伴って実施すべきである徴兵制の導入の関連から改定すべき（10月19日）であるとし、また現行憲法は国際政治についての「おめでたい理想」に依拠しているが、実際は占領軍による「日本弱体化政策の一つ」に過ぎない（11月4日）から全面改憲が必要との主張を強めるようになる。また『時事新報』の場合、この新聞は元々「第9条の精神は日米安全保障条約と共に2年前に既に死灰と化した」（11月4日）という立場であって、改憲は声高に主張するまでもない当然の帰結とみなしていたが、この時期において保守諸政党の連携・合同による改憲の実現を何度となく呼び掛けている（10月24日、11月9, 28日）。そして第9条以



外についても、差し当たり知事直接公選制の廃止を主張するようになった(11月25日)。

改憲不可避との認識に立つ新聞として『河北新報』『北日本(12月4日)』『新潟日報(12月22日)』が挙げられる。このうち『北日本』『新潟日報』は現状を紹介しながら改憲不可避という見通しを立てているが、『新潟日報』の場合「簡単に憲法を変更する態度」は認めがたいとするものの、憲法擁護の運動も反米、親ソの政治運動として展開されるのではないかと批判的であった。一方『河北新報』は既に9月時点で「防衛力漸増はサンフランシスコ講和で約束済み(9月3日)」と主張していたが、11月以降「平和勢力は国際政治に無知」だが「なし崩しは憲法に対する信頼を崩す」という立場の下、「日本国憲法はいずれ改正される」との見通しを立てている(11月10日)。そして「翻訳調の憲法から日本語の憲法を持ちたい」と考えるが、一方で改憲の対象として「統帥権、天皇元首化、軍法会議が挙げられる危険」もあるともいう。従って、今後改憲作業に関わることになる政治家の責任の重さを特に強調している(12月18、23日)。なお沖縄発行の『琉球新報』(11月30日)も「新憲法擁護を叫ぶ」左翼政党が一方では占領政策の批判も行っているが新憲法も占領当時の政策に基づくものと指摘した上で、「真に日本の国情に相応しく改正すべき」という見解が力を得れば「憲法改正は時期の問題になる」との見通しを立てていた。

第2に、これまで改憲に慎重ないし反対の立場をとっていた新聞はこの時期歯切れが悪い。『北海道』は改進黨の自衛戦力合憲の方針や吉田内閣の防衛力増強を「憲法の形骸化」と再三批判し(9月6日、11月5日、12月16日)、『国際』は7月から憲法擁護運動を紹介している(7月24日、10月7日)。また『信濃毎日』は鳩山派の要求を受けての自由党の憲法改正調査は吉田首相のこれまでの選挙公約に反する点を指摘(10月9日、11月17日)し、『愛媛』(10月20日、12月16日)、『山形』(12月11日)も改憲をめぐる現状を解説しつつ憲法問題への保守諸政党の対応に不信・不安感を

表明しているが、これらの新聞に共通して言えるのは明快に「改憲反対」を表明したとはいいがたい点にある（なお沖縄発行の『沖縄タイムス』（11月5日）は「郷土が戦場となり、戦争の恐怖をいやというほど思い知らされた吾々」には、日本の再軍備論が「平和への前進」であるとは受け取れないと本国の再軍備並びに改憲の動きを不安視する主張をしている）。こうしたなか、『神戸』（10月6日）『山陰日日』（8日）が「法律の規定内でしか勇敢であり得ない日本の民族性」を考えると「軍部の地位を回復するような憲法改正」を行うことは今後の日本にとって危険であるとの理由から改憲に反対しており<sup>27)</sup>、また7月下旬以降「現実と第9条のかい離」を指摘するものの不明瞭な社説が続いていた<sup>28)</sup>『朝日』も12月16日「有効な自衛の力が必要である」とは考えるが「国土と国民を護る任務に終始する（中略）自衛力を作り上げるのに憲法の改正は要しない」「憲法を改正すれば、そこから一切の堤防が決壊する」と主張し、自衛権さらには保安隊＝自衛隊も容認しつつ第9条改正を目的とした改憲には反対する姿勢をはっきりさせるようになった。

第3に、吉田内閣の進めるなし崩し再軍備や憲法軽視といった「ゴマカシ」への批判が強い社説が数多くみられる。もちろん、この特徴は既にみた改憲支持・反対双方の新聞にも共通するものではあるが<sup>29)</sup>、『新潟日報』（10月6日）『滋賀』（10月10、23日、12月1日、9日）『大阪』（11月5日）『岩手日報』『神奈川』（11月7日）『高知』（11月10日）は「ゴマカシ批判」を主に論じている。『新潟日報』の場合、前述のように2ヶ月後の社説で憲法擁護運動にも批判の矛先を向け改憲不可避の立場に立つのだが、『岩手日報』は速やかに憲法改正を国民投票にかけることによって不明朗な状況の打破を主張している。なお全国紙の『毎日』も「投げやりな」吉田の憲法解釈や再軍備を批判しつつ「現実と憲法のずれ」が明白になったと再三主張し<sup>30)</sup>、共同通信も11月下旬の「憲法改正を恐れる保守政党」は「ゴマカシ批判」を展開している。ただし、もともとは全面改憲派である『滋賀』はもちろん、「ニクソン副大統領でさえ憲法改正の理を

肯定しているのに」日本側が憲法問題に踏み込もうとしない点を批判する共同配信・『毎日』共に限りなく改憲賛成に近い立場であったことは疑いない。

最後に、『北國』は改憲手続きについて各国の状況も含めた解説・紹介(12月11日)を行っているが、『中部日本』『西日本』の場合、「第9条と再軍備」を中心とした改憲論議の高まりを受け(外部識者の寄稿を紹介するとともに)それぞれ自由党の動きを受けての憲法研究の必要性(12月9日)や最高裁の違憲立法審査制の合理的運営の必要性(10月6日)を訴える社説を掲載している<sup>31)</sup>。その際『中部日本』は、憲法研究が保守連携の道具となること或いは再検討が「改正」を前提にして行われる虞れがあることを警戒しており、また研究の結果、改正の必要が生じた場合もその改正には限界があるとの見解を示している。

## ② 1954年＝「憲法問題の年」？(1954年1-4月)

前年後半からの改憲論の高まりを受け、1954年初頭は多くの新聞で本年の大きな政治課題として憲法問題を挙げ、新聞世論調査連盟による「自衛隊と憲法改正」と題した世論調査(前年12月調査)が地方紙に掲載された<sup>32)</sup>。社説・論説においても『いはらき』が1月3日に社長の後藤武男<sup>33)</sup>が自ら憲法問題に関する署名入りの論説を発表し、共同通信もまた1954年が憲法問題の年とする内容の配信を発表し、かなりの数の地方紙がこれを利用している(『山形』『福島民報』『上毛』『福井』『山梨時事』『南信日日』『岐阜タイムス』『四国』『長崎日日』。一部利用が『秋田魁新報』『栃木』『山陰新報』)。前節で少しふれた『中部日本』と『西日本』の場合もそれぞれ3日、4日に憲法・再軍備問題に関する社説を発表しているが、両紙については社説以外に正月早々精力的に憲法・再軍備問題についての特集記事を掲載している。すなわち『中部日本』は当時一線級の法学者(鶴飼信成、大石義雄、戒能通孝、長谷川正安、小島和司、金森徳次郎)による制定過程から憲法の規定・運営に関する討論「日本憲法の分

析」を計60回（1月3日-3月2日）にわたって、また『西日本』も元旦から有識者（順に金森徳次郎、林田和博、田畑忍、中村哲、原田綱、田上讓治）による憲法に関する論説を掲載したのであった<sup>34)</sup>。

ところが、1月上旬に造船疑獄が発覚し、以降有力政治家への捜査と「指揮権」発動問題、さらには内閣不信任案の提出（4月否決）に7月の新党結成準備会結成と自由党再分裂など末期状態に陥った吉田内閣をめぐる与野党の駆け引きが繰り返され、またそうした渦中のなか吉田内閣が提出した数々の重要立法＝MSA協定、教育二法、警察法改正、自衛隊法などをめぐり6月3日には会期延長をめぐって警官導入・乱闘にさえ発展した「攻防」に新聞論説も関心が向くようになり、結局2月以降（吉田内閣の崩壊まで）新聞が自発的に憲法問題を取り上げるのは稀なことになってしまった<sup>35)</sup>。従って、憲法記念日までのこの時期に各新聞が憲法を取り上げたのは（後述する一部新聞の社説を除くと）1月初旬に明るみになった憲法第93条改正につながる知事直接公選制廃止の動きと1月15日結成の憲法擁護国民連合（顧問片山哲）、あと重要立法に関連して一部新聞が取り上げた程度であった。

このうち知事公選廃止の動きについては、間接的に選出する方法を主張し直接公選廃止に賛成した『時事新報』（2月7日）と両論併記的な解説であった『千葉』（1月15日）『京都』（18日）を除いた大多数の新聞が反発した。反発した新聞<sup>36)</sup>の中には全面改憲論の『東京』（1月14日）や第9条改憲論の『高知』（1月7日）、改憲に前向きな『毎日』（22日）を含んでおり、さらに共同通信も1月中旬と下旬の2回、公選制廃止を批判する論説を配信している（1回目は『函館』『神奈川』『北日本』『福井』『山梨時事』『南信日日』『伊勢』『四国』『長崎日日』、2回目は『下野』『上毛』『日本海』『防長』が利用）。実際のところ、吉田内閣がこの問題を再軍備問題と同様に憲法改正を諮らず地方公共団体の性格を変更することで処理しようとしており、新聞の方もこのような吉田内閣の手法並びに公選制廃止を「逆コース」の一つとみなしたため反発したのが大半であった

が、結果的に第93条を中心とする第8章限定であるが改憲の動きに対して反対の声が上がったことは注目すべきであろう。

憲法擁護国民連合の結成については1月中旬に共同通信が論説を配信(『北海日日』『埼玉』『北陸』『福井』『山梨日日』『伊勢』『徳島』『日向日日』が利用)しているが、前年「平和憲法擁護の会」の時とよく似た両論併記的な内容解説に止まっている。これに対して『国際』(1月19日)が憲法で保障された民主主義的権利が侵されることへの反発も含めて護憲運動を全面的に支持し、『神奈川』(21日)も運動並びに改憲の是非は「冷静に検討」するとしながら「わが平和憲法は理想の憲法として誇りを持つべき」との姿勢をも明らかにしている。これに対し『神港』(26日)『北海日日』は(政府の姿勢にも当然批判的ではあるが)護憲・平和の運動が左翼勢力に利用されることへの危惧の念を表し、『時事新報』(2月17日)になるとはっきり「共産勢力を利する」だけと酷評している。この点『毎日』も「憲法擁護に名を借る再軍備反対運動となるならば、憲法擁護は単なる手段であって憲法に真剣に取り組むものとはいえない」と否定的見解を提示するのであった(1月17日)。

さて憲法擁護運動への反応からも各新聞の立場が一部垣間見ることができるのだが、ここでこの時期の各新聞の見解を整理したい。まず1月初頭において論説を発表した新聞のうち、『いはらき』は後藤が執筆しただけあって現行憲法を「理想型の不具者」で「偽尊王」「偽民本」「偽独立」を表現するものと批判して全面改正、とりわけ天皇の地位の明確化＝「主権者」としての復活と「人類社会の真理に背反した戦争放棄非武装」という欠陥を改めることを訴えている。『中部日本』『西日本』の場合は、独自の特集記事を掲載し続けたため意見表明がかえって難しくなったようであり、『西日本』4日社説は憲法にほとんど言及していない。『中部日本』3日は(恐らく前述の討論会で保安隊が憲法第9条に抵触するという点で全員一致したこと)「憲法全体が崩壊するのを防ぐ」ためにも第9条のみ改憲するのやむなしとする見解を提示している。さらに共同通信の配

信は「憲法改正は現実の問題」であり「今年は憲法問題について冷静に研究すべき年」と位置づけた上で、保安隊が現憲法のまま増強しようとしているが「今のままでは行き詰まる」。そこで再軍備＝第9条が問題となるが、加えて徴兵制度と奴隸的拘束を受けないとする第18条と第22条の職業選択の自由の関係、軍法会議設置と第76条の特別裁判所設置禁止規定の関係も問題になるだろうと指摘している。ただしこの配信論説においては改憲の是非についての言及は避けた。この点、共同配信を一部利用して独自の論説をまとめた『秋田魁新報』『栃木』『山陰新報』はいずれも現実が憲法の言う戦力不保持と矛盾するものになったことは事実であると解して第9条を中心とした条文改正を主張している。『秋田魁新報』はさらに3月14日自由党憲法調査会発足に際して、早期に憲法問題について具体的結論を出すこと、憲法の根本精神である平和主義と民主主義が失われるものであってはならないが、現実の戦力保持を可能とすべく（第9条の）改正は必要であると論じている。一方『栃木』になると、独自にまとめた1月23日、30日の社説において現憲法を「与えられた憲法」であると強く批判し「軍事力の保持に関してのみ憲法改正が考えられるものではない。自主独立国家として当然あるべき姿に統治の根本法を制定すべき」として、同じく現憲法は全体に「国情に合致しない」と主張する『東京』（1月30日）と共に全面改憲を主張するようになった。他に海外の事例も交え現状を整理した『北國』（2月5日）も「どのみち改憲は時間の問題と見た方が無難」と改憲不可避の立場にたっており、『高知』も第9条以外に解散権や知事公選制の問題を紹介して現行憲法の全面的改憲とまではいかないが再検討を勧め（1月22日）、また現憲法が「アメリカの都合が反映されている」ことは事実でありまた「国際平和の方向に向かっている」という憲法擁護派の国際認識は疑問があるとして「真に独立国の基本法としてふさわしい、国民自らの憲法を持つことを心すべき」と主張した（3月15日）。以上の新聞は改憲を主張ないし容認であった。

ところが、旧来からの改憲派の中でも『読売』が2月15日「再軍備の現

実から出発した憲法改正とそれに便乗した全面改正」を区別し、天皇元首化や主権在民否定を包含した「全面的改正」は焦点をぼかす行為で心外と主張する社説を発表した。『読売』の見解は、実は前年の憲法記念日社説でも、さらに溯ると占領期からみられたものであるが<sup>37)</sup>、改憲論が高揚していたこの時点で全面改憲論をかなり批判的にみる立場を明らかにしたことは注目すべきであろう。

一方、改憲慎重・反対をとる新聞の中では『北海道』が踏み込んだ見解を提示している。すなわち、2月14日社説は、結論こそ改憲の課題を再軍備に限定することを求めるものであるが、日米安保体制を真正面に取り上げ護憲・改憲両運動を批評するスタイルをとっている。そして改憲運動に対しては「MSA 体制下で真に自主的な民約憲法を創り出す条件、主体的政治力があるか」と『北海道』らしく批判を加えるのだが、護憲運動に対しても「安保条約は違憲の疑いが濃い性格のもの、少なくとも憲法前文の精神に背く」と指摘した上で「護憲運動は日米安保条約破棄に踏まえて立たない限り首尾一貫した国民運動にはなり得ないのではないかと注文を付けるのであった<sup>38)</sup>。また「政府は現行憲法を望む国民が多いことを直感している」から「憲法に触れずに憲法の現職に抵触の恐れのある諸法案を強行」しようとするのみ『岩手日報』（3月24日）はこの時期から改憲反対を明確にした。「終戦9年にして自由と権利に制限が加えられる事実を招来する恐れ（3月13日）」と主張する『中国』、さらに『山陽』（3月4日）『愛媛』（11、15日）もまた、重要立法（特に防衛諸法案）問題とあわせ保守勢力による改憲の動き、国民の基本的な人権の自由制限に警戒を示しており、『南日本』（3月11日）『中部日本』（3月19日）も新たに発足する自衛隊についてそれぞれ「現行憲法の枠を超えるものではないか」、「憲法の精神に照らして守らなければならない限界があるはず」と指摘して自衛隊の性格、活動範囲の拡大に懸念の意を表している。さらに『デーリー東北』は3月14日地元（八戸）で行われた有田八郎・中村哲の講演会を紹介しつつ「護憲運動は人道主義に立脚する平和運動」とし、再軍備は



「国民生活困窮，向米一辺倒」の点も含め「純正な理想からの逸脱」と批判するのであった。

なお『神戸』は憲法改正をめぐる状況（論点・各党の動き）を整理した社説を出し、憲法改正が党利党略に利用されることを警戒している。ただし改憲の是非には触れておらず、また論点を第9条＝再軍備に限定していた。また『毎日』『朝日』両新聞はこの時期論調に変化はない。『朝日』は保安隊のありように批判的であり、『毎日』は「条文と現実のずれ」を強調していた。

### ③ 1954年憲法記念日

1954年憲法記念日は、この1年間の事態の進展を背景に前年よりは社説掲載紙が増え、全国紙の他、『北海道』『北海タイムス』『北海日日』『室蘭民報』『東奥日報』『岩手』『山形』『福島民友』『栃木』『上毛』『埼玉』『北国』『山梨時事』『信濃毎日』『南信日日』『中日』『滋賀』『京都』『大阪』『神港』『大和タイムス』『日本海』『山陰新報』『山陽』『愛媛』『高知』『西日本』『新九州』『佐賀』『長崎日日』『大分合同』『日向日日』『南日本』が社説で憲法を取り上げており、『秋田魁新報』『神戸』『徳島』も間接的に憲法に言及した。ただし、昨年（1953年）の記念日には憲法を取り上げた『河北新報』『中国』などは社説で取り上げていない。

1954年憲法記念日について半谷氏は「改憲賛成25，反対8，その他7」に分類できるとして改憲派が優勢であったとまとめている<sup>39)</sup>。確かに今回改めて行った調査でも改憲賛成の新聞が反対のそれをかかなり上回っていることは確認できた。しかし、これは2年前の記念日の社説と同様であるが明確に改憲賛成という新聞がそう多くなかったこともまた事実である。具体的にみていくと、改憲に賛成しているのは『毎日』『読売』『東奥』『栃木』『京都』『山陽』『高知』、そして共同配信（『室蘭民報』『山形』『いはらき』『埼玉』『山梨時事』『神港』『大分合同』と一部加筆した『福島民友』『長崎日日』が利用）であり、逆に改憲反対は『朝日』『北海道』『岩



手)『日本海』『愛媛』『西日本』である(ただし『西日本』は現状解説と護憲運動への要望とも読める)。言い換えれば、他の新聞は改憲への賛否が不明確であった。もちろん、『滋賀』は改憲を前提にして現状解説をしているし、社説を読むと「違憲の疑義がある場合は(中略)憲法改正することで筋を通したい(『北海タイムス』)」、「改正の必要に迫られているのかもしれない(『上毛』)」、「再軍備がやむを得ないとするならば憲法改正は避けがたい(『中部日本』)」、「憲法改正の具体化は避けられない(『大阪』)」、「改正の日程が必至である(『南日本』)」、「形式上の不備については適当に修正しても差し支えない(『大和タイムス』)」といった見解は改憲容認、ないし不可避という認識に立っていたといえる。また「憲法にもっと自信を持つべき」との立場である『信濃毎日』も「仮に改正を必要とするとしても」とも述べており、また両論併記的な解説ないし憲法の形骸化を指摘する『北海日日』『北國』『南信日日』『山陰新報』も改憲の可能性を認めていると言え、改憲賛成に数えることも可能であろう。例えば『北國』は直後の8日社説において吉田内閣の戦力解釈に納得していない(=現憲法の枠を超えると理解している)ので第9条第2項の改正派とみなせる(これらの新聞全てを合わせると半谷氏の言う改憲賛成の新聞数に近づくことができる)。しかし、以上の新聞が積極的に改憲に賛成しているともいえないわけであり、この点『信濃毎日』『大和タイムス』『日向日日』については現憲法擁護に近い立場とみた方が妥当と考えられる。

また改憲賛成・容認の立場をとった新聞においても、例えば『中部日本』は改憲論の中に「旧憲法と同様の軍隊再現、天皇中心主義、人権軽視の傾向」がみられると批判し、『山陽』も「現憲法に疑問のある点も少なくない。早晚改正しなければならないかもしれない。けれどもそれは憲法を本当に理解した上で初めて危なげなくなされる。(中略)まずは憲法を理解し守る努力を尽くそう」と本音はむしろ憲法擁護ともとれる見解をとっている。『東奥日報』も「改正されるとしてもそれは部分的技術的な点に止まるべき」として改憲に厳しい条件をつけていた。結局、相対的に

強く改正を求めたのは『毎日』『読売』『栃木』『京都』『高知』、共同配信利用の新聞（表現を弱めた『長崎日日』は除く）である。しかし、これら積極改憲というべき新聞の間でも、第9条以外に「首班選挙、解散、衆参両院の性格、最高裁判事国民審査、議員立法や予算の増額修正権」などを列挙して「憲法と現実の矛盾が多すぎる」ため「改正への意思をはっきり持つべき」と1954年憲法記念日に初めて抜本的改憲を主張するにいたった『毎日』や「押し付け」ゆえ「全面的に憲法を作り直す」ことを主張する『栃木』『福島民友』、共同は全面改憲派とみなすことができ（ただし『栃木』は労働諸法、個人の尊厳、男女同権、共産党合法化への批判を含めて全面的な現憲法批判を展開するのに対し、共同配信は押し付け憲法批判ではあるが第9条以外に改正すべき点の提示はなく、現在の改憲の動きを「便宜主義」と批判さえしている<sup>40)</sup>）、一方『読売』『京都』『高知』は「改正を急ぐべき」「積極的」ではあるものの差し当たり第9条のみの改正という立場であり、また憲法の理想を「血となし肉とする努力も必要」とも説いていた（『京都』は解散権、自治体首長選挙、最高裁国民審査制も再検討項目として挙げているが）。

一方、改憲反対の立場をとる新聞をいくつか紹介すると『愛媛』は吉田内閣の再軍備政策は「憲法の精神に反するものであることはいうまでもなく」「平和を念願するがゆえに憲法を守りたい」といい、『岩手日報』も「世界が平和に向かいつつあるのに憲法を改正しなければならない我が国の立場は一体どうしたことか」と明確に憲法擁護を主張している。『西日本』は「性急な再軍備が日本の将来にとって幸福でない理由を明らかにし」「大地に足のついた憲法擁護運動の起こることを望む」と訴えており、『北海道』になると現状は「憲法を無視して、国民大衆の利益に反する空転を続けて」おり、さらに保安隊の海外派兵の危険性をも指摘して憲法の全面改正は「主権在民を根底から覆す思想」と強く批判していた。なお『北海道』は、改憲派は「第9条改憲をほかすために全面改憲を持ちだした」とも指摘するが、同様の認識は『信濃毎日』にもみられ「家族制度復

活の方が国民の感情的反発が少ないとみているのではないか」としている<sup>41)</sup>。ただ『信濃毎日』は「われわれはもっと日本の憲法に自信を持つべき」としか主張しておらず、先にふれたようにこれまでの改憲反対の主張をやや後退させたように読める。

以上、改憲に賛成か反対かという点で整理したが、1954年の憲法記念日社説はもう一つ大きな特徴があった。すなわち、『北海日日』の表現を借りると、「人の心が閉ざされた「憂鬱」な気分」が多くの新聞の記念日論説に影響を与えたという事実である。すなわちこれは、憲法制定時は「平和憲法」と称賛したにもかかわらず、国際情勢変化とアメリカの再軍備圧力、国内における吉田内閣のなし崩し再軍備・憲法軽視と改憲論の盛り上がりによって現憲法の形骸化が深刻なものとなり、今年が「最後の記念日」になるのではないかという認識・危機感さえ生まれた中での憲法記念日であったことに由来している。前年後半にみられた「ゴマカシ」批判の延長に位置する社説と解していいだろう。この「遺憾」、或いは「憂鬱」な感覚は改憲に反対の立場をとる新聞はもちろん、独立後初めて憲法問題を社説で取り上げ第9条をめぐる難問など「平和憲法の行路は多難」とまとめた『佐賀』をはじめ、『北海タイムス』『南信日日』『中部日本』『山陰新報』『日向日日』『南日本』など改憲の是非について曖昧な態度をとった新聞論説にもあらわれていた。この点『北國』もまた天皇制、戦争放棄と再軍備、基本的人権の保障、地方分権などの現状を概観しつつ現憲法が「各所で侵されたり、無視されている」と指摘していた。結局、これらのうち多くの新聞が記念日の社説で再軍備目的の第9条を中心とした改憲を賛成・容認したのだが、それは改憲が「不快な状況」「矛盾」に対する解決策と考えられたからだともいえよう。

#### ④ 保守政党の憲法改正案提起の波紋 (1954年 7-12月)

憲法記念日ではやむなしも含め改憲容認の新聞社説が多数となったが、間もなくこの傾向に変化が生じる。原因は昨年後半から改憲目的の憲法調

査を進めていた保守党（自由党，改進黨）が具体的な改憲案を発表したことにあった。なお7月1日に防衛庁・自衛隊が発足し多くの新聞が社説で取り上げているが，後述する各党の動向＝改憲案提示を見守ろうとする姿勢を反映したためか，憲法・改憲の是非については論じていない。一方『北國（7月13日）』は憲法違反の疑いのある制度・法令の頒発を食い止めるべく最高裁の違憲審査権を積極的に認めることを求めている<sup>42)</sup>。また『朝日』『西日本』『時事新報』などは吉田内閣崩壊まで憲法に関する社説は掲載していない。

まず7月16日に改進黨改正案<sup>43)</sup>の一部，すなわち天皇を元首とする規定が明らかになったがそれ以降，幾つかの新聞が社説を発表している。『読売』（7月18日），共同配信（25日『山形』『福島民友』『いはらき』『山梨日日』），『千葉』（8月27日），コラムであるが『徳島』（21日）が反対していた。一方『室蘭民報』（7月20日）『静岡』（東京だより：25日）『東京』（8月28日）は天皇の元首化に賛成し，『大阪』は天皇元首化には賛成だが国家の行政権拡大につながる点を懸念していた。要するに天皇の元首化は西欧の立憲君主と同様の地位につくのと同意と解して，天皇元首＝反動に強く反発する元首化賛成論に対し，多くの反対派新聞は「過去」の教訓，形式的とはいえ天皇を「政治の圏内に入れる」ことへの警戒から天皇元首に強く反発するものであった。

次いで10月（正式には11月5日に発表）自由党憲法調査会がまとめた「日本国憲法改正要綱案」という全面改憲案の骨格が報道されると，7月改進黨の時より遥かに多くの新聞が社説で取り上げることになるが，その大半が改憲案に批判的であった。ここで批判論の社説を発表順に列挙すると以下の通りである。『北海道（10月17，20日）』『時事（長崎）（10月19日）』『読売（20日）』『岩手日報（20日）』『中部日本（20日）』『石巻（21日）』『岐阜タイムス（21日）』『熊本日日（21日）』『中国（21，24日）』『神戸（22日）』『北日本（23日）』『山陽（23日）』『北海日日（24日）』『愛媛（25日）』『山陰日日（28日）』『毎日（29日）』『信濃毎日（29日）』，『南信日

日 (11月8日)』『神港 (11月15日)』それに共同配信 (10月20-23日『山形』『上毛』『福井』『山梨時事』『南信日日』『夕刊岡山』『徳島民報』『四国』『大分合同』, 11月18-20日『山形』『福島民報』『山梨時事』『四国』)である。ただし『北日本』は自由党案というより現在の改憲全体が自主性の欠如した「アメリカにとって都合がよい」方向へ向かうことを問題視するものであった。

これら批判・懸念派の特徴を指摘すると、これまで改憲反対ないし慎重であった新聞の多くはもちろんのこと、先の憲法記念日では改憲賛成・容認の立場であった新聞の多くも批判に回っていた。具体的には『読売』『毎日』『中部日本』『山陽』『熊本日日』それに共同 (と配信を利用した新聞)である (ただし『熊本日日』は共同配信を利用しつつも「右に寄りすぎた案」といった自由党案を強く批判する箇所は削除している)。これらの新聞の多くは、これまでの改憲主張を撤回したわけではないが自由党提示の改憲案には同調できなかつたといえよう。このうち『読売』は自由党案の「家庭における孝養義務、国家に対する忠誠義務」について「モラルの問題を法律で拘束すべきでない」とし、『毎日』は「家族制度の廃止は人権尊重と切ることのできない関係で不都合があったからといって逆行するのは退歩」であると反発している (ただし『毎日』の批判は家族制度を対象を限定している)。共同は10月配信では「現憲法はいずれ改正すべき」と主張しているが、「改正に反対する人は現憲法の持つ進歩性が失われる危険性があるため (反対している)」とした上で、自由党案は① アメリカの意向に合致するよう努力したものではないか、② 緊急勅令復活などの措置で行政権が余りにも強くなるのではないか、③ 参議院改組・地方首长直接公選廃止は逆コースではないかと疑問視している。次いで11月配信になると内容を詳細には検討していないものの「一部の改正には賛成するが全面的改憲には反対」で、具体的には第9条は削除すべきであろうが、「家の復活」などは「天皇の権力増大と結びつき基本的人権を脅かす」ものであってそのような内容の「自由党案は国民の幸福に有害な改憲」と

さえ決めつけるに至っている。なおこの配信を掲載した地方紙のうち前述のように『熊本日日』の10月社説は一部文言を削除しているが、一方『山形』はさらに独自社説を掲載（10月26、28日）し、公共の福祉による基本的人権の制約、「家」制度復活を強く批判していた。

これらの社説でも明らかなように、自由党改憲案への批判は主に人権規定への改定、特に家族制度復活＝「血族的共同体」の保護規定や人権を公共の福祉なり法律でもって制限できることと知事直接公選の廃止、参議院の改組に伴う行政権の拡大に集中しており、第9条改憲への批判は『愛媛』と『中国』、それに後述の『北海道』や再軍備を進めるのに都合のよい社会体制を作る改憲と批判した『中部日本』でみられるものの、これらの新聞も含め主たる反対理由とはならなかった。例えば『石巻』の場合、第9条の改正や天皇元首をむしろ支持していた（9月18日）のだが、自由党案で提案された参議院改組と知事直接公選撤廃については「政治の独裁」につながると批判するのであった。また家族制度復活への反発は、他にも「戦前民法と家族道徳強制ゆえ戦後の個人の尊厳と男女平等原則は当然の成り行き（『信濃毎日』）」、子が親の面倒をみないなど家族にまつわる問題の発生は社会保障や経済の現状が根本要因であって改憲と結びつけるのは筋違い（『山形』『中国』）「農家の家産制度認定は焦点をぼかして改憲支持を狙ったもの（『岩手日報』）」などの指摘があった。

こうした批判の中で特に強硬だったのは『北海道』『岩手日報』『山陽<sup>44)</sup>』などであり、例えば『岩手日報』は天皇元首、基本的人権の制限規定から「改正でなく新憲法廃棄」と断定している。『北海道』の場合、17日社説は家長長制、天皇元首制、黙秘権制限、国防義務、国家に対する忠誠義務、「公共の福祉」による基本的人権制限など改正案の問題点を列挙しているが、20日社説は「明治憲法への回帰に反対する」と題した上で自由党『日本国憲法が全面改正を要する理由』に対する全面批判を行っている。例えば、「日本の実情に疎い外国人によって起草」との改憲理由には「現憲法の基調をなす人類普遍の原理は西欧だけでなく福沢諭吉、植木

枝盛らの苦闘の賜物であって、ポツダム宣言でも「民主主義的傾向の復活強化」といっている」といい、「現憲法は日本弱体化が第一義」には「東洋の先賢は国家存立の基礎として「信」と「食」を「兵」よりも重く見た。非武装規定が弱体化と考える前に「信」と「食」を充実させることが政治家の責務」と批判している。そして「国情にそぐわない＝翻訳調」には「そういう欠点がないとは断言できないが、少なくとも日米安保条約が無くなってからでも遅くないのではないか」と反発するのであった。

一方、自由党改憲案に反対しなかった新聞も少数ながら存在する<sup>45)</sup>。このうち『山陰新報』(10月20日)は自由党改正案を「国民大衆によく考える機会と資料の提供」とみて評価は避けた。ただ「憲法改正は軽々にすべきでない」とする一方で「自分の祖国を自分たちで守るのは国民感情の自然の発露」とも主張しており第9条改正案を暗に支持しているようにも読める。この点『栃木』『東京』『高知』は明確に自由党改憲案を支持していた。このうち『高知』は第9条にのみ問題の焦点を当て(言い換えるとそれ以外の改正点には言及していない)、自由党案が提起した第2項の変更を当時進行しつつある再軍備・戦力整備にあわせたものと評価しており、あとの2紙は自由党案を全面的に賛同した。

『栃木』(18日)は「平和憲法護持の名において改正に反対するが如きはいかなる主張をもってしても日本人の立場を忘れている妄想か片意地」と断定した上で自由党改憲案を積極的に評価している。そして「翻訳臭の代表」である「天皇象徴」は削除して天皇は明確に元首とし、指揮系統一元化を明確にした上で再軍備・徴兵制度・戒厳措置を明文化する。人権については現憲法の「権利のみの主張で義務を軽視」する側面には「勇敢な改正」が必要であり、具体的には社会秩序維持のための人権制限や黙秘権廃止はもちろんのこと、「円満な家族制度を復活して個人主義思想を排撃することも検討」することさえ主張するのであった。

『東京』の場合、自由党案を詳細に検討する作業は行っていないものの独自の世論調査「憲法は改正すべきか<sup>46)</sup>」(11月5日掲載)の結果、改憲



支持が多数を占めたことを根拠に自由党案など全面改正論を支持していた。そして「世論調査は国民の健全な常識を示している」のであるから、政府・政党は積極的に改憲のための啓発を行う必要がある。しかるに改憲論が一般化しないのは「憲法擁護運動の展開」と「政府が改正に否定的態度」であるためであって、特に政府＝吉田内閣については「（首相が）現憲法制定公布の責任者であるが故に改憲の先頭に立てないというのであれば、よろしく他の人に道を譲るべきである。このことが案外改憲のもっとも大きな契機となりうるかもしれない」と改憲推進のためにも速やかに退陣することを求めるのであった（11月6日）。この批判が決定打になったわけではないが、1ヶ月後の12月7日、吉田内閣は改進黨と自由党鳩山派など（言い換えれば改憲推進派）で結成された日本民主党と左右社会党、さらには与党自由党からも退陣要求が噴出するなか、ついに総辞職に追い込まれることになる。

- 1) 渡辺治『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、1987年）参照。なお対象年代がずっと後（1960年代）であり特に新聞を対象としたものでもないが、地域ごとに憲法に関する意識・世論を研究した先行研究として、小林直樹編『日本人の憲法意識』（東京大学出版会、1968年）がある。
- 2) 小林孝輔「新聞・世論にみる憲法の十八年：その変貌の軌跡」（『法律時報』1964年10月号）、古関彰一「かつて読売は護憲を主張し、毎日改憲を訴えた：全国三紙「憲法記念日」の社説を分析する」（『論座』108号、2004年5月）
- 3) 半谷高雄「『憲法問題』に対する新聞論調の変遷」（『新聞研究』1964年7月号）
- 4) 当時社説欄を設けなかった新聞として『静岡』『静岡民報』『長崎民友』がある。このうち『静岡』は「東京だより」という外部識者による論説があり、内政問題については高名な哲学者高山岩男が論説委員として執筆している。
- 5) 例えば、丸山重威『新聞は憲法を捨てていいのか』（新日本出版社、2006年）
- 6) 北海道の『北門新報』『東北海道』、新潟の『高田日報』は国立国会図書館に所蔵されていなかったため、また『富山』は石川の『北國』の姉妹版であるため紙面調査は行わなかった。また全国紙や既存地方紙（朝刊紙）が発行する夕刊紙も原則として調査対象外とした（これら夕刊紙は社説のないものが多いが）。なお本研究と並行して収集した新聞論説は、赤澤史朗『1950年代の憲法論議——地方ジャーナリズムを中心に——』（科研報告書）、2012年の第2部に収録している（梶居佳広「50年代改憲論と新聞論説（1952-57年）——中間報告」も同書第1部に収録）。



- 7) 春山昭彦『日本新聞通史 (三訂版)』(新泉社, 1987年), 桂敬一『現代の新聞』(岩波新書, 1990年)等を参照。
- 8) 山田晴通「『小規模紙』からみる新聞経営」(『新聞経営』第120号, 1992年), 井川充雄『戦後新興紙とGHQ——新聞用紙をめぐる攻防』(世界思想社, 2008年)等を参照。
- 9) 1946年12月に『長崎新聞』が解体・分割された長崎は4紙とも新興紙に分類している。なお『長崎日日』と『長崎民友』は1958年『長崎新聞』に再統合された。
- 10) もっとも, これは現在も同様であるが, 当該地域(道府県)で発行している新聞が必ずその地域で優位を占めているわけでもない。例えば, 岐阜と三重は『中部日本』が, 滋賀は『中部日本』と『京都』, 佐賀と長崎は『西日本』がかなりのシェアを誇っている。
- 11) 全国紙については有山輝雄『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』(柏書房, 1997年)が詳細に検討している。地方紙も含めた論議は筆者がこれまでまとめた論文(「日本国憲法制定と地方新聞論説: 中間報告」『立命館大学人文科学研究所紀要』第88号 2007年, 「新憲法制定と新聞論説」『立命館大学人文科学研究所紀要』第90号 2008年, 「日本国憲法制定と新聞ジャーナリズム(1)」『立命館大学人文科学研究所紀要』第93号 2009年)。ただし拙稿はいずれも1947年憲法施行以降の論議が不十分である。この点, 特に1950年以降(朝鮮戦争・講和問題)については現在新聞論説を取集中であり, 近い将来成果を発表する予定である。
- 12) 社説で取り上げた新聞は以下の通り。1948年は『朝日(8月28日)』『毎日(8月16日)』『中部日本(9月7日)』『伊勢(8月18日)』『中国(8月23日)』『愛媛(8月15日)』『西日本(8月23日)』『東京民報(8月18日)』『時事新報(8月28日)』『夕刊京都(8月23日)』『大阪日日(8月25日)』『新大阪(9月27日)』『国際(8月21日, 9月14日, 11月7日)。極東委員会の方針が決定した1949年は『時事新報(4月23日)』『国際(4月26日)』『徳島民報(5月2日)』。
- 13) なお周知のように, 朝鮮戦争勃発の前後に行われたレッド・パージにより多くの新聞関係者が追放されておりこのことも新聞論調に一定の影響を与えたとされる。差し当たり, 平田哲男『レッド・パージの史的究明』(新日本出版社, 2002年)参照。
- 14) なお世論調査の設問は「再軍備のための憲法改正国民投票が行われたら」である。
- 15) 半谷氏によると「押し付け」理由の改憲を主張した新聞は3紙だが, 残り1紙は東京発行の『東京タイムズ』である。
- 16) なお『石巻』は4月29日社説と同様のテーマをとりあげている。また鈴木茂三郎左派社会党委員長が3月15日に提訴した警察予備隊違憲の訴訟について『石川』5月1日, 『北國』5月16日社説が取り上げており, 両紙とも論点と裁判の意義について解説している。
- 17) この点, 半谷氏は「はっきりした反対はなく」「再検討強調またはやむなし」が多い事実を根拠に改憲論優勢と評価しているが, 筆者は本文でも述べているように「やむなし」が主流であって積極的改憲派は少数であったことを重視すべきだと考えている。
- 18) なお最高裁裁判官国民審査に関して社説を掲載したのは全国紙と本文で紹介した新聞の他は以下の通りである。『防長(9月4日)』『西日本(7日)』『都(9日)』『千葉(12日)』『徳島(16日)』『愛媛(18日)』『中部日本(22日)』『上毛(23日)』『函館(24日)』『南日本(26日)』。

- 19) なお共同通信は1952年9月に世論調査も行っており、(1) 再軍備は、すべき54%、絶対にやってはいけない35%。(2) 再軍備する場合の憲法との関係は、現在の予備隊程度なら改正しないでよい 23%、即時改正して正式に軍備をもて36%、改正するにしても情勢の熟するのを待て 38%となっている。
- 20) 『愛媛』の場合、独立回復前にも同様の主張をした社説を掲載していた（1952年1月23日「国民投票法案は時期尚早」）
- 21) この点、『大阪』は投票日の数日前に当たる4月16日の社説（題名は「ボヤけた憲法改正論」）において護憲を明確に訴える左派社会党を除く諸政党の主張が不明確になってきたことを指摘した上で憲法改正の実現は当然不官能になったとの見通しをたてている。
- 22) なお『中部日本新聞』は紙面が破損して社説の存在が確認できなかった。また半谷氏の調査では1953年記念日の動向についての言及がない（『新聞協会報』の展望記事でも取り上げなかったためと推測できる）。
- 23) この点、『高知』（10月26日）は韓国政府の態度（李ライン、日韓会談）から憲法の言う「諸国民の公正と信義に信頼」するのは理想としては高く美しいものではあるが「世界情勢の現実から遊離した独断」と指摘しており、『栃木』『時事新報』より穏やかではあるが再軍備のための改憲を是認する主張を行っている。
- 24) この点、『高知』（5月29日）が（戦前の失敗を鑑み）将来再軍備を行う場合の改憲の必要性を指摘しているほか、『大阪（7月25日）』が政府の憲法解釈の「ゴマカシ」を批判し国民自身が判断することを求める中で改憲の必要にも言及している。
- 25) ただし『東京』世論調査（9月7-8日調査、14日掲載）は以下に記す通り、設問に問題があるように思われる。「問、保安庁法が改正され外敵にもあたるということになった場合、現在の憲法は？ 結果：改正すべき 41.2%、改正しなくてもよい29.7%、絶対改正せず5.5%、わからない22.6%。
- 26) もっとも、これらの新聞が挙げる論点は内閣法制局が公表（11月）した「憲法改正の問題点に関する調査資料」によっているものと考えられる（『朝日』12月14日記事）。
- 27) なおこの1953年10月と1954年10月自由党改憲案に関する『神戸』と『山陰日日』社説は同一文章である。共同通信配信の可能性も否定できないが前後の配信と論調が異なるのでその可能性は非常に低い。『神戸』と『山陰日日』は1951年4月から1954年6月まで提携していた（参照、神戸新聞社史編纂委員会編『神戸新聞70年史』神戸新聞社、1968年）ことが関係している可能性はある。
- 28) 例えば7月23日、9月7日、28日、10月3日、11月5日の社説など。
- 29) 例えば明確に改憲を主張していた『熊本日日』は12月18日社説（題名は「違憲の準備をするな」）において「ゴマカシ」を批判し、それゆえに「正々堂々と自衛力を持ちうる国家であることが望ましい」と第9条改正を迫っている。
- 30) 例えば9月4日「自衛戦力は違憲ではないか」、10月3日「自衛隊」についての疑問」、11月4日「投げやりになった憲法解釈」など。
- 31) 特に『中部日本』は以下に記す通り、8月以降有識者の論説を多く掲載していた。8月27、28日金森徳次郎（MSAと憲法改正問題）、9月7日、8日入江啓四郎（「戦力」と憲法改正）、10月9日長谷川正安（憲法改正論の前提）

- 32) 世論調査の結果は以下の通り (12月調査, 1月掲載)。
- 自衛隊は軍隊と思いますか  
思う64.9% 思わない13.0% わからない22.1%
  - 保安隊をこのような自衛隊に切り替えることに賛成ですか、反対ですか  
賛成38.0% 反対30.5% わからない31.5%
  - 政府は保安隊を自衛隊に切り替えるとともに、その数を増やすことになっていますが、そのためには憲法改正の必要があるでしょうか  
改正すべき 29.7% , まだ改正しなくてもいい16.7% , そのために憲法を改正してはならない 10.8, わからない 42.8%
  - (改正すべきと回答した人のみ) 徴兵制に賛成ですか  
賛成10.7% 反対17.8% わからない1.8%。
- 33) 後藤武男 (1893年-1974年) は戦前からのジャーナリスト。『時事新報』特派員としてワシントン会議を取材し、日英同盟解消とそれに代わる四ヶ国条約成立をスクープしたことも知られる。敗戦後、『いはらき』社長となり時々論説を執筆している。
- 34) なお『中部日本』の討論記録は、同年単行本として出版されている (中部日本新聞社編『日本憲法の分析』黎明書房, 1954年)。
- 35) この点、『北國』3月6日社説は有田二郎の釈放問題から憲法第50条 (議員の不逮捕特権) の規定が諸外国 (アメリカ, フランス) に比べ、国会議員は国会会期中にも逮捕できるか否かがあいまいであって不備であると指摘している。
- 36) 知事公選廃止の動きに反発した新聞は本文で紹介した他、『北海日日 (1月19日)』『室蘭 (16日)』『東奥日報 (13日)』『石巻 (19日)』『秋田 (16日)』『山形 (16日)』『福島民友 (19日)』『新潟 (21日)』『神戸 (18日, 2月10日)』、『山陰日日 (19日)』『夕刊岡山 (19日)』『西日本 (22日)』『大分合同 (18日)』である。
- 37) 例えば1952年1月8日「旧勢力の再登場に警戒せよ」は旧軍人勢力の復活を「逆コース」と厳しく批判していたし、2月2日「天皇神格化の傾向を警告す」も表題通りの主張をしている。
- 38) なお『北海道』は教育二法や MSA 協定にも憲法に明文化された基本的人権を侵害するものと批判している (3月6日, 4月29日社説など)。また自衛隊についても有事の際の行動 (土地家屋の収容・物資の保管命令) は憲法第29条 (財産権), 自衛隊員の任意退職制限や予備自衛官の応召義務は憲法第22条 (職業選択の自由) にそれぞれ抵触するとも指摘している (3月4日社説)。
- 39) もっとも半谷氏は賛成, 反対の数字のみあげていて具体的な新聞名は明らかにしていない。本文でも触れているが、今回の調査で賛成 (容認, やむなし, 不可避を含む), 反対, その他を分類すると以下の通り。

改憲賛成: 『読売』『毎日』『北海日日』『東奥日報』『栃木』『北國』『南信日日』『中部日本』『滋賀』『京都』『大阪』『山陰新報』『山陽』『高知』『南日本』共同 (『室蘭民報』『山形』『福島民友』『いはらき』『埼玉』『山梨時事』『神港』『長崎日日』『大分合同])

改憲反対: 『朝日』『北海道』『岩手日報』『大和タイムス』『日本海』『愛媛』『西日本』

『日向日日』

その他：『秋田魁新報』『信濃毎日』『神戸』『徳島』『新九州』『佐賀』

- 40) さらに、共同配信を利用する新聞の中でも、『山形』『山梨時事』『神港』は「憲法改正は慎重に」と題名をつけている点も注意すべきかもしれない（他の新聞は「防衛力増強と平和憲法」。『福島民友』は「現行憲法は全面的に作り直せ」と題し、共同配信より強い表現で改憲を主張している）。
- 41) こうした見方は後で触れる『東京』の世論調査（注46）をみる限りあたっていたといえよう。
- 42) なお『神戸』9月6日『山陰日日』7日も最高裁判所の機構改革についての社説である。
- 43) 改進黨は1月の党大会で改憲の方針を明確にしていたが、これに対し『毎日』（22日）は憲法問題に正面から取り組む必要を訴えるきっかけとして、『北海道』（21日）は改憲の方針を批判的に紹介している。さらに共同配信も触れているがもっぱら政局がらみの材料（改進黨の政治的位置）としてのみの扱いであった（『山梨時事』『伊勢』などが利用）。
- 44) 『山陽』は10月28日から5回にわたり憲法学者の佐藤功の寄稿論説「一步前進した憲法改正の動き」を掲載している。題名こそ改憲に肯定的な印象を与えるが、実際は再軍備、内閣の権限強化と国会・地方自治の形骸化、国家の強要を迫る人権規定改正など自由党改正案を厳しく批判する内容であった。
- 45) あと自由党案はほとんど触れていないが「方向性」は支持した新聞として『静岡』『東京だより』があり、7月に引き続き改めて日本の「天皇制」の独自性（日本民族が日本独自の「天皇」を民族的に形成したものであるという）を主張（10月28日）している。また日本国憲法の権利観念は社会主義誕生以前である18、19世紀の古い「時代物」に過ぎず（11月7日）、日本の家族制度は欧米の「契約社会」とは異なるものだが「封建の産物」と簡単に切り捨てるべきではない（11月21日）と主張している。
- 46) 『東京』世論調査「憲法は改正すべきか」の結果は以下の通りであるが、国防の義務、黙秘権、財産相続、孝養の義務については改憲支持が多数という結果は、『東京』の調査と考えると興味深いものがある。
1. 憲法は改正すべきか  
賛成 47.7% 反対27.6% わからない24.2%
  2. 天皇の地位について  
象徴 62.1% 元首22.3% 廃止1.0% わからない13.3%
  3. 「戦力」不保持規定について  
改正する 47.5% 現状のまま 37.6% わからない14.3%
  4. 憲法の中に「国防の義務」を規定すべきか  
賛成 58.1% 反対24.9% わからない16.4%
  5. 黙秘権を犯罪捜査上制限することに  
賛成50.2% 反対25.8% わからない23.3%
  6. 財産相続について、今の一律平等性のある程度改正すべきか  
改正しない53.7% 改正する35.5% わからない10.3%

7. 子の親に対する「孝養の義務」を規定すべきか  
賛成 51.6% 反対37.6% わからない9.7%
8. 国会（二院制）  
現在のまま42.3% 参院改正20.8% 一院制8.3% わからない28.0%
9. 内閣総理大臣の国務大臣に対する罷免権を制限  
制限する 49.5% 現在のまま 26.3% わからない23.0%
10. 地方公共団体首長の公選  
知事 現在のまま78.7% 政府任命9.7% わからない12.7%  
その他 現在のまま78.6% 議会の選任 8.6% わからない11.7%
11. 最高裁判所の国民審査  
不必要48.2% 必要25.1% わからない26.0%
12. 「その他憲法について改正すべき点」 なし・わからない85.0%。